主 文 原決定を取り消す。

本件を札幌地方裁判所小樽支部に差し戻す。

理 由

本件抗告の趣旨及び理由は別紙記載のとおりである。

訴訟が裁判によらないで完結したとき(裁判上の和解による場合を除く。)は、裁判所は申立により訴訟費用の額を定め、かつ、その負担を命ずべきところ(民事訴訟法第一〇四条)、訴を取り下げた原告は敗訴者と同じく訴訟費用を全部負担するのが原則であるけれども、訴訟の程度においてその当事者の権利の伸張もしくは防禦に必要であつた行為によつて生じた訴訟費用については、同法第九〇条の準用により、その全部または一部を相手方に負担させることができると解すべきである。

本件についてこれを見るに、原裁判所における相手方審尋の結果および抗告人の書面による陳述(上申書)を総合すると、相手方は本件差押の執行後、本件テレビが抗告人の所有である旨の申出があつたことを聞知したので、抗告人に電話してその事実を確かめたうえ、右物件については競売を行なう意思のないことを伝えたが、競売期日までに執行の取消をすればよいと考えて差押を維持しておいたところ、抗告人は競売期日の二日前である一〇月三一日に至つても右執行処分が取消されないので競売を実施されることをおそれ、急拠前顕第三者異議の訴を提起するともに強制執行停止命令の申請をなし、その旨の決定を得てその裁判の正本を競売期日に競売の場所である前記B方に持参し、執行吏に提出して強制執行の停止を受けたものであることが認められる。

「〈要旨〉右の事実によれば、抗告人が相手方に対し、本件テレビが抗告人の所有であることにつき事前に十分の証明〈/要旨〉方法を講じなかつたとしても、相手方は抗告人に照会してこれが抗告人の所有に属することを確知し、右物件につき競売を行なう意思のないことを抗告人に表白しながら競売期日の直前までその執行の取消をしなかつたのであるから、抗告人としてはその競売の実施を妨げるため第三者異議の訴提起による強制執行停止命令を申請するはかなかつたことは容易に肯認し得るところであつて、抗告人の右訴の提起をもつてその権利の伸張もしくは防禦に必要でなかつたとすることはできないというべきである。

そうすると右と判断を異にする原決定は正当でなく、本件抗告は理由があるから 民事訴訟法第四一四条、第三八六条、第三八九条に則り主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 和田邦康 裁判官 田中恒朗 裁判官 藤原康志)